

次期福島県地球温暖化対策推進計画における施策の方向性について

1 カーボンニュートラル宣言に伴う国の主な動き（第1回検討会以降の動き）

○ グリーン成長戦略の策定

令和2年12月25日公表。14の重要分野ごとに高い目標を掲げ、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画。

○ 地球温暖化対策推進法の改正

法案審議中。2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を明記。都道府県等に再生可能エネルギーの導入目標を設定することを義務付け。

○ 地球温暖化対策計画の見直し

見直し中。令和3年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）までに改定し、国の2030年削減目標を決定予定。

○ 国・地方脱炭素実現会議の設置

- ・ 国と地方が協働、共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及びそれを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場。
- ・ 第1回会議（R2.12.25）では、ロードマップの素案と国、地方公共団体の取組を基に議論された。
- ・ 今後、数回の会議及びヒアリングを通じ、ロードマップの具体化と実現の方策について検討し、令和3年5月中下旬～6月にとりまとめ。

○ エネルギー基本計画の見直し

見直し中。再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題等について検討。令和3年夏頃に改定予定。

○ 住生活基本計画の改定

見直し中。脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成等の目標が設定。

⇒ 令和7年の新築住宅（マンションを含む）省エネ義務化導入を検討 ※令和3年4月から300㎡以上のオフィスビル・商業施設義務化。

2 各部門の現状・課題と施策の方向性について ※具体的な施策については今後検討

■緩和策

部 門	現状・課題	第2回検討会における委員の主な御意見	県の令和3年度事業例
<p>【産 業】 2017 年度温室効果ガス排出量 544 万 t (総排出量の 33%)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 2013 年度比 ▲3.9% ← 設備の更新等による製造業のエネルギー使用量の減少や電気の排出係数の減少等により、単位製造品出荷額当たりの排出量が減少。</p>	<p>■農林水産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業分野では、担い手農家への生産集積、農地(土壌中の炭素)や農作物の特性を活用した排出削減に取り組む。対策技術は導入コストが高まるため GAP 等との組合せにより生産と消費が連携し、有利販売を支援する必要。 ・農林水産業，建設分野における既成物（ストック）をエネルギー創出，環境負荷削減策へ有効活用。 (例：木戸ダムの取組) ・木質バイオマスの活用（バイオマス発電だけでなく、ボイラーやストーブなどの小口の熱利用も）を、再エネ・山林整備・産業振興の総合的な観点から推進すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の実施により担い手農家へ農地を集積・集約化し農業経営のコスト削減を図る。 また、地球温暖化防止に効果の高い営農活動を行う農業者の対策技術導入に係るコスト削減については、環境保全型農業直接支払交付金事業などの活用により支援する。 ・県内の農業用ダムのうちの 2 箇所(大平沼ダム、新宮川ダム)、用水路における県内 3 箇所で小水力発電を実施している。 県としては、引き続き農業用水を活用した小水力発電を導入する市町村や土地改良区等を支援する。 ・森林整備の促進と吸収源対策の観点から、木質バイオマスの安定供給と利用促進に取り組む。

		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業では、国内生産・国内消費を基本に地産地消をすすめ、物流によるエネルギー消費量削減、地域活性化、若者の就労、観光に繋げる。 ・建築物における木材利用を進める。 ・農林水産業では、メタンや一酸化二窒素など農業特有の温室効果ガス排出削減を生産方法の改良によって行う必要。 ・省エネ農業（使用機械）、省資源農業（ビニールハウス等）と合わせて、Food Miles を考量した供給体制をつくる。 ・林業では森林吸収源政策、バイオマス発電に伴う燃 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内量販店等との連携による販売キャンペーンや、農林漁業体験、保育所や学校等における給食での活用を促進することで、県産農林水産物の消費拡大を図る。 県内での就農相談会の開催や地域での新規就農受皿組織の活動を支援して、新規就農者の確保・育成を進める。 ・ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 ・「ふくしま県産材利用推進計画」に基づき公共施設や公共土木事業での県産材利用を推進する。 ・農業総合センターにおいて、水田からのメタンガス削減のための技術対策試験を実施する。 ・ハウスの内張カーテンの多層化や、ICT 技術を活用して温度や湿度などを効率的に自動制御するシステムの導入、LED 照明の活用などにより、光熱費の削減と省エネルギーを進めている。 ・森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、
--	--	---	---

		<p>料供給システムなどについても可能な限り検討する必要がある。</p> <p>■土木・建設・鉱業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 効率的なエネルギー使用。特に農林水産業、建設分野における既成物(ストック)をエネルギー創出、環境負荷削減策へ有効活用。(例:木戸ダムの取組) ・鉱業では、重機構成の最適化や機器の省エネ化、省エネ運転等に関する技術開発を行い、安全管理とともに温室効果ガスの削減を行う。 ・建設業では、重機の運転の70%が軽油を使用しており、省エネ運転と併せて、重機の技術開発とバイオディーゼルなど燃料選択が重要、加えて機器のA 	<p>森林整備を着実に推進するとともに、森林づくり活動に対して二酸化炭素吸収量の認証等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスの安定的な供給体制の整備を支援するため、林道や作業道等の路網整備を進めるとともに、未利用材の運搬経費を助成する <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般造林事業 ・一般林道事業、一般林道(県単)事業 ・間伐材等二酸化炭素削減支援事業 ・福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認定制度 <ul style="list-style-type: none"> ・四時ダム ESCO 事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福島県土木部共通仕様書において、工事の施工にあたり、受注者は「排気ガス対策型建設機械等」を使用しなければならないとしている。
--	--	--	---

		<p>イドリングや照明機器の効率的な選択・利用が当面の対策となる。一方建設されるものへの省エネとしてエアサイクル、浅部地熱利用、二重窓、壁面断熱、コジェネレーション等のシステム導入、高効率化の技術開発などを進める必要がある。</p> <p>■製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業では、技術開発を含め使用機器の省エネ化、使用エネルギーの選択、製品の省資源化など可能なことから対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針において、県有建築物における再生可能エネルギーの導入(再エネ)及びエネルギーの効率的な利用(諸エネ)を積極的に進めている。
<p>【運輸】 2017年度温室効果ガス排出量409万t(総排出量の25%)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 2013年度比 ▲3.6% ← 保有台数が増加したにもかかわらず、ガソリン及び軽油の使用量がともに減少。</p> <p>【自動車保有台数(軽自動車を含む)】 160万台(2013年) ⇒ 166万台(2019年)</p> <p>【次世代自動車の保有割合(軽自動車を除く)】 5.6%(2013年) ⇒ 21.7%(2019年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MaaS, 電動化, 移動サービスをインフラと連携して社会実装する。 ・クリーンエネルギー自動車の技術開発、利用促進、エコドライブの普及。公共交通機関の整備と利用促進、通勤マネジメントも重要。物流では業界連携・協働の往復活用やハブ化など。 	<p>(公共交通機関の整備と利用促進関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活路線バス運行維持のための補助(通常) 地域住民の日常生活に必要なバス路線を維持・確保するため、乗合バス事業者が運行する生活交通路線(広域的・幹線的な路線)の欠損及び車両購入費用等に対し補助金を交付する。 ○市町村生活交通対策のための補助 地域の実情に即して生活交通対策事業を実施する36市町村に対して収支状況や財政力指数に応じて支援するとともに、市町村が輸送資源を総動員し、地域に最適な輸送サービスの継続を実現するために行う実証事業等の取組を支援する。 ○運輸事業振興助成交付金

			<p>営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送コストの抑制等に資するため、(公社)福島県バス協会及び(公社)福島県トラック協会が行う事業に対して交付金を交付する。</p> <p>○バス・鉄道利用促進デー</p> <p>毎月1日、11日、21日をバス・鉄道利用促進デーとして、環境にやさしい公共交通機関の利用促進を図るための啓発を行う。</p> <p>○会津鉄道経営安定化補助金</p> <p>マイカーの普及、少子化・過疎化の影響などにより輸送人員が減少している会津鉄道の経営を安定させるため、県及び関係市町村で経常損失に補助する。</p> <p>○野岩鉄道経営安定化補助金</p> <p>マイカーの普及、少子化・過疎化の影響などにより輸送人員が減少している野岩鉄道の経営を安定させるため、県、栃木県及び関係市町村で経常損失に補助する。</p> <p>○被災地域生活交通支援事業</p> <p>避難地域12市町村において帰還した住民が安心して日常生活を送ることができる移動手段を確保するため、避難地域内の広域幹線バス路線の欠損額を補助する。</p> <p>○運輸部門における温暖化対策事業</p>
--	--	--	--

			<p>本県の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門について、地球温暖化対策を進めるため、公共交通機関への誘導やエコドライブの推進を図る。</p>
<p>【民生業務】 2017年度温室効果ガス排出量305万t (総排出量の19%)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 2013年度比 ▲9.8% ← 省エネの推進や電気の排出係数の減少等により、単位業務床面積当たりの排出量が減少。 【LED照明】 *全国ストック・推定 非住宅用：34% (2017年) 【「福島議定書」参加事業所】 1,535 (2013年度) ⇒ 1,640 (2020年度) ※2020年度目標値 3,000以上</p>	<p>・福島議定書事業では、事業所が事業計画に合わせて削減に取り組めるよう短期的な取組だけでなく、5年計画程度の中期スパンで実施してはどうか。</p> <p>・主な排出源である空調、給湯、照明について、BEMSなどを用いた効率的なエネルギー利用促進。空調については建物自体の省エネ化(複層ガラスや熱赤外反射ガラスの利用, 日射調整フィルムの利用など)空調設備の省エネ化(インバータの採用, 外気冷房システム, 浅部地中熱利用, 高効率ヒートポンプの利用など), 照明のLED化, 給湯では潜熱回収型ボイラーの利用など高効率, 省エネ機器の選択・利用促進。</p>	<p>・温暖化防止にみんなで取り組む「福島議定書」事業 学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、それぞれの団体が自ら二酸化炭素排出量削減等の目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わすことで、温室効果ガス削減等の自主的な取組を促進する。</p> <p>・ふくしまエコオフィス推進事業 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」を運用し、県が事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物量化等の環境負荷低減に取り組む。</p> <p>・【拡充】事業者向け省エネ対策推進事業 企業の省エネ対策を促進するため、専門家の助言に基づく省エネ設備の更新等に対し補助金を交付する。また、その効果を広く発信することにより、県内企業への普及啓発を図るとともに、</p>

<p>【民生家庭】 2017 年度温室効果ガス排出量 330 万 t (総排出量の 20%)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 2013 年度比 ▲12.1% ← 電気の排出係数の減少等</p> <p>【断熱建築】*新築・全国 約 60%</p> <p>【二重サッシ・複層ガラス (一部の窓を含む)】 33.07% (2013 年) ⇒ 38.01% (2018 年)</p> <p>【LED 照明】 *全国ストック・推定 住宅用: 32% (2017 年)</p> <p>【住宅用太陽光発電設備】 3.51% (2013 年) ⇒ 5.65% (2018 年)</p>	<p>■省エネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない施設への環境・エネルギー循環型システムの積極的な導入。その効果と課題をもとに、各家庭へ安価に提供するための技術開発が必要。 ・省エネ住宅、スマートタウンの普及。 ・温室効果ガス排出量の多い空調、給湯、照明、厨房について、機器の省エネ化技術の研究開発、省エネルギー促進、省エネ製品・排出係数の小さい電気の選択、HEMS を利用した個別の創エネなどの推進が重要。 	<p>地域ぐるみでの省エネ意識の向上につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新規】地球にやさしい ECO ライフモデル事業 エコライフマイスターと連携し、家庭向けに省エネ助言、家電切替提案及び効果検証を行い、ECO ライフモデルを構築し、県民のライフスタイルの転換を図る。 ・【拡充】地球にやさしい“ふくしま”県民会議 発信力強化事業 地球にやさしい“ふくしま”県民会議の新たなスローガン、ロゴマーク等を策定するとともに、県民会議のリスタートを印象付ける環境イベントを開催し、脱炭素社会の実現に向けて全県的な気運を醸成する。 ・地域まるごと省エネ計画支援事業 地域における省エネ等の推進のため、専門家の派遣や講習会の開催、省エネ設備の導入等を図りながら、市町村による計画策定を支援する。 ・【新規】ナッジ活用による温暖化対策促進事業
---	---	---	--

			<p>人々を望ましい行動に誘導する行動経済学のナッジ理論を活用して、企業や学校等での省エネ・省資源モデルを構築することにより、地球温暖化対策を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなでエコチャレンジ事業 <p>家庭における省エネ活動の実践を促すとともに、熱中症対策など気候変動への適応について理解促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減推進事業（食べ残しゼロ協力店を募集・認定し、飲食店等の利用者に普及・啓発を行うとともに、協力店の取組を支援する。
<p>【廃棄物】 2017 年度温室効果ガス排出量 55 万 t (総排出量の 3%)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 ・2013 年度比 ▲7.6% ← 災害廃棄物焼却に伴う排出量が減少</p> <p>【ゴミ排出量(1 人 1 日)】 1,084g(2013 年度) ⇒ 1,029g (2018 年度) ※R2 目標値 935g</p> <p>【一般廃棄物リサイクル率】 13.8% (2013 年) ⇒ 12.9%(2018 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的 3R 技術が高い部門である。更なる技術革新が望まれるが、培った技術を産業、運輸、民生の部門と連動していくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ・リサイクル製品普及拡大事業 産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発等に総合的に取り組む。 ・マイバッグ推進事業 マイバッグ持参の普及啓発を通じて県民一人一人（特に若者や学生）が環境意識を高め、プラスチックごみ削減のきっかけにつなげていく。 ・マイボトル・マイカップ推進事業 マイボトル・マイカップの取組を推進し、事業所と連携したプラスチックごみ削減のキャンペーンを展開し、県民の環境への負荷を低減する意

	<p>※2020 年度目標値 21% 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物・畜産廃棄物・食品廃棄物といった有機資源の活用を、強化すべき。 ・下水道事業ではシステム稼働用エネルギーが温室効果ガス排出の 60%以上を占めているが、汚泥焼却等による一酸化二窒素の排出も 30%と大きい。処理施設の省エネ化と併せて、事業者側で創エネ推進、焼却物の固形化・再利用化の検討が重要。 	<p>識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量推進プロジェクト（宿泊施設から排出される食品の残さを効率的に分別・処理する方法を検討し、たい肥化等を行うなどのモデル事業を実施する。 ・下水処理場における省エネルギー化を推進するため、引き続き電力消費量を低減する運転管理を実施するとともに、機器更新時での省エネ機器の導入に努める。
--	---------------------------	--	--

■再生可能エネルギー ※改定中の再生可能エネルギー推進ビジョンの基本イメージ

施策の柱	現 状	第 2 回検討会における委員の主な御意見	県の令和 3 年度事業例
<p>【再エネ導入促進】</p>	<p>【太陽光】 66MW（2011 年度）⇒ 2,110MW（2019 年度）</p> <p>【風力】 144MW（2011 年度）⇒ 177MW（2019 年度）</p> <p>【水力】 14MW（2011 年度）⇒ 17MW（2019 年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入を引き続き強力に推進すべき。 ・天候などで変動する再エネ電力の不安定性が、系統全体に与える影響が無視できなくなっている。蓄電や需要側の制御など、系統安定に資する設備なども開発促進・導入推進する必要。 ・（再掲）木質バイオマスの活用（バイオマス発電だけでなく、ボイラーやストーブなどの小口の熱利用も）を、再エネ・山林整備・産業振興の総 	<p>○【新規】再生可能エネルギー地産地消支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭等における再生可能エネルギー設備等の導入を支援するため、太陽光パネル設置等にかかる初期投資費用の軽減を図る。 ・市町村や民間事業者等が行う自家消費型の再エネ設備導入を支援する。 <p>○再生可能エネルギー復興支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難解除区域等における再生可能エネルギーの導入推進を図るため、発電設備等の導入に要する経

	<p>【バイオマス】</p> <p>73MW (2011年度) ⇒ 250MW (2019年度)</p>	<p>合的な観点から推進すべき。</p>	<p>費の一部を補助する。</p> <p>○再生可能エネルギー普及拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で活用される再生可能エネルギーの導入を促進するため、設備導入、人材育成などを支援する。
<p>【再エネ関連産業の育成・集積】</p>	<p>【再生可能エネルギー関連産業工場立地件数】</p> <p>49件(2019年度)</p> <p>※R2までの目標70件以上</p>	<p>※意見なし</p>	
<p>(新)【持続可能なエネルギーシステム構築】</p>		<p>※意見なし</p>	<p>(再掲)</p> <p>○【新規】再生可能エネルギー地産地消支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭等における再生可能エネルギー設備等の導入を支援するため、太陽光パネル設置等にかかる初期投資費用の軽減を図る。 ・市町村や民間事業者等が行う自家消費型の再エネ設備導入を支援する。 <p>○再生可能エネルギー普及拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で活用される再生可能エネルギーの導入を促進するため、設備導入、人材育成などを支援する。
<p>【水素社会実現】</p>	<p>【水素ステーション】</p> <p>3箇所(2021年2月現在)</p> <p>【FCVの台数】</p> <p>78台(2021年2月現在)</p>	<p>※意見なし</p>	<p>○水素エネルギー普及拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島新エネ社会構想の取組の柱の一つである「水素社会実現」に向けて、県内における水素ステーションの導入、FCV(燃料電池自動車)の導入等の推進を図る。

■ 適応策

分野	現状・課題	第2回検討会における委員の主な御意見	県の令和3年度事業例
【全般】	<p>【地域気候変動適応計画の策定市町村】</p> <p>2市町で策定作業進行中であるが、適応に関する理解や取組が十分でない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年のあるべき姿の周知と達成に向けたスケジュールの提示。 ・人口減少を見据え、高度情報通信インフラの整備を迅速に進める。 ・職場、住居、商業施設、農業や工場エリアなどが集約され、高齢社会にも対応するまちづくり。 ・多くの県民に関係する、「産業・経済活動」分野と「国民生活・都市生活」分野について取組の方向性と適応策を記載すべきではないか。 ・福島県におけるこれまでの気候変動および将来予測については整理されているが、それに伴う具体的な施策等を示し、重大性・緊急性・確信度などを整理し、優先的に取り組む課題などを確認する必要。また、既存施策や過去の対処方法、施策立案基準数値を整理し、対応力を検討。 	<p>○【新規】気候変動適応センター事業</p> <p>地域気候変動適応センターを確保し、県内における気候変動の影響や適応に関する情報を収集し、地域への情報提供などを行うことで、県民、事業者、行政等のあらゆる主体の適応への取組を促進する。</p> <p>○携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の不通話地域を解消するため、携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）の整備を実施する市町村に補助金を交付する。 ・R3年度整備予定 現年 4町村6地区 繰越 1市3地区
【水災害・水資源】	<p>令和元年東日本台風等により、甚大な被害が発生。</p>	<p>水災害・水資源は、インフラを介して防御や供給が運用され、安定と快適が担保されているが、気候変動による降水現象の極端化、今後投資できる予算状況にしたがいインフラの運用、機能の見込める設計基準にも限度もある。限度に至るまでの基準の更新も多くなりうる。そのため、防御や供給のインフラ設計基準と達成のみで安全と快適を担保することだけに偏らない視点の対応も肝要になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川海岸維持管理事業（河道掘削伐木）

		<p>水災害に関すれば、令和元年台風 19 号等以降、「流域治水」を掲げた計画が推進され、従来の河道重視した対策以外での流域一帯の対策が講じられようとしている(土地利用規制, 流域内ストック(施設構造物, 水田, ため池等)の有効活用, 防災システム・体制等). 防災システムに関してはソフト対策として認識され, 技術革新ともに進化している. 他方で, 土地利用規制, 流域内ストックの有効活用は途上であり, この点を重点的に促進させる必要がある. その他, 河川を例にすれば, 河道は安定的な環境をなさずに土砂堆積, 樹林化により常に変化が生じるため, 構造物により設計基準を設けたとしても河積減少により異常出水に対して機能できる状態も想定される. したがって, 土砂堆積, 樹林化を定期的の間引く(環境形成上, 必要な場所もあるため削除とは記載しない)メンテナンスが必要になる. ただ, この重点化を進めた場合, 莫大な予算になる可能性が高いメンテナンスの運用が困難になる. このような課題をふまえてメンテナンスのために必要な土砂, 樹木に再資源の付加価値を付けるなどの措置を進め, 防災効果と産業活性化等を連動したメンテナンスシステムを構築させる取り組みを精力的に促進させる必要がある. ただし, 間引くことと反対に防災効果の望める環境形成も存在しており, 災害に対して強靱な環境を形成させる手法の可能性も有している. いわゆる, グリーンインフラ, Eco-DRR の効果の取り組みも積極的に促進させる必要もある.</p>	
--	--	---	--

		<p>水資源に関すれば、量的な視点では、恒常的な生活・社会活動と連動して水利用がなされているため、供給元の資源量減少の場合は取水制限がなされるシステムが稼働している。また、非常事態に対する危機管理体制もなされている箇所が多い。そのため、こうした非常事態の兆候を迅速に提供できるモニタリング情報技術のシステム化の充実化がなされれば有効である。また、こうした非常事態に陥らずとも、円滑に水利用できる日常からの負荷の少ない水資源利用省力化の取り組みを実践することが望ましい。一方、質的な視点では、温暖化に伴う水温上昇に伴う水生生物の活性化、極端な豪雨に伴う濁度上昇により、自然状態でも汚濁を促進させる条件が増える。この課題は水資源の量的な利用に影響しうるものである。そのため、浄化機能を有することのできる技術(グリーンインフラによる浄化システムも含む)の強化が必要である。</p>	
<p>【農林水産業】</p>	<p>【農産物検査におけるうるち米の一等米の比率】80.4% (R1) ※全国で高温障害による品質低下(全国平均73.0%)がみられる中、高い一等米率を確保</p>	<p>・農業分野では短期的な影響に対する適応策と中長期的な変動を想定した適応策が必要。短期的な対策では、毎年の気象変動に応じて変化する作物の生育、病虫害の発生などの情報を細かく継続的に収集し発信し対策技術を提供。長期的な変動に対しては、作物の転換、新たな栽培法の導入や産地移動に対応した技術的課題の対策を用意する。新技術の普及にあたっては、迅速な普及体制の整備や市場対策など関係する分野の連携体制を構築。</p>	<p>・農業総合センターにおいて、「地球温暖化等の気候変動に対応する県産農産物の生産技術の開発」を重点試験研究テーマの一つとして位置づけ、水稻、野菜、花きの高温対策技術の確立に向け試験研究を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、試験成果の迅速な普及を進める。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇に伴う農作物への影響に対して、高温耐性品種の開発や生産技術活用(早期, 晩期の植栽も含む)を推進させることと並行して、気候変動情報を加味した転作の可能性も視野に入れた選択枝も必要である。ただし、転作に関しては個人だけでなく地域ビジョンとも合致できる選択を推進できるようにすべき。 ・炭素貯蔵と住宅・建築物のエネルギー消費低下に資する木材の利用促進 ・極端化する気象現象の中で、災害に強い森林づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業総合センターにおいて、水稲では高温条件下でも白未熟粒の発生の少ない品種の開発やリンゴでは高温下でも色づきの良い品種の開発を実施している。 ・森林資源を健全な状態で確保するため、間伐をはじめとする森林整備を推進する ・治山事業により、保安林の公益的機能の高度発揮に資する施業を推進する <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般造林事業 ・治山事業（保安林整備事業）
<p>【生態系】</p>	<p>野生鳥獣の管理については、防護柵設置や環境整備、捕獲などの総合的な取組を行っているが、生息域が拡大している地域があり、県全体としては、農業被害は高止まり傾向。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野との連動も強く、気候変動のインデックスとしても有効であるため、実態把握による情報収集と共有が必要。 ・ニホンジカの生息域拡大を踏まえた防除対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲による個体数管理を実施するとともに、尾瀬国立公園内においてシカによる食害防止のため防鹿柵を設置している。

<p>【健康】</p>	<p>【県内4箇所の救命救急センターまで60分以内で到達できる範囲】</p> <p>98.4% (R1)</p> <p>※R2 目標値 100%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クールシェアや予防周知の取り組み等の住民側視点の対策推進の他、ある程度の室外活動も必要。ヒートアイランド対策でも設置されている打ち水、保水性路面、屋上緑化、壁面緑化などの潜熱効果の見込める技術の実装の促進が必要。 ・熱中症等に対する知識の普及 ・猛暑日等における室内でのエアコン使用や室内温度の設定に関する情報発信 ・高断熱化住宅の普及 	<p>○新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた熱中症予防対策</p> <p>県民に対し、夏のマスク着用や冷房使用時の換気の実施等を踏まえた新しい生活様式に対応した熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行い、県民が熱中症予防行動に取り組むことができるよう周知を図る。</p>
--------------------	---	--	---